

## 12月7日高等部「薬物乱用防止教室」

学校薬剤師の宮元先生に来ていただき、高等部の生徒を対象とした薬物乱用防止教室を行いました。宮元先生による薬物乱用防止教室は、3年目を迎えます。今回は、薬物乱用に関するだけでなく、未成年が法律で禁止されている「たばこ」や「アルコール飲料」についてもお話していただきました。



### どちらがアルコール飲料か、わかりますか？



人気の炭酸飲料や乳酸菌飲料をアルコールで割った商品です。それぞれ同じ商品名が入っていますが、左側の商品には、「お酒」と表示がされています。



2人組で、アルコール飲料を飲むように誘う役、断る役でロールプレイングをしました。

- ・「大人みたいでかっこいいよ」
- ・「ばれないからちょっとだけ」
- ・「ぼくも飲んでいるから大丈夫だよ」

など、魅力的な言葉で誘いかける生徒たちの様子が見られました。

薬物乱用や、未成年の喫煙・飲酒が行われるのは、仲間や先輩から誘われて、という場面が多いそうです。「そのとき自分がどうするか」を、一人一人が考える機会になりました。

ニュースで報道された「大麻グミ」のように、健康被害を引き起こす危険ドラッグの問題が起きています。危険ドラッグとは、「覚醒剤や大麻など規制薬物と類似した科学物質が混入されたもの」を指し、「合法ハーブ」や「アロマ」、「リキッド」、「お香」等と多岐にわたる形状で販売されているそうです。覚醒剤や大麻と聞くと、わたしたちの日常とは関係ないことのように思いがちですが、「知らないうちに危険ドラッグを使用していた」ということがないように注意していきたいものです。